

令和3年度1月補正予算(専決処分)の概要

■一般会計補正予算(第10号)

補正額 15億358万3千円の追加

補正後予算総額 478億6,051万3千円

今回の補正予算は、国の補正予算成立を受け、『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』(令和3年11月19日閣議決定)に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の速やかな給付に向けて、緊急に予算を措置する必要があったため専決処分により追加計上しています。

財源については、国庫支出金で対応しています。

【歳出】3款 民生費

◆ 住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費及び事務費等 15億358万3千円

○給付金：14億7,230万円(積算(非課税世帯11,604件+家計急変世帯3,119世帯)×10万円)
(対象者)

①基準日：(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

○事務費等：3,128万3千円(事務費2,994万2千円+職員人件費134万1千円)

【福祉保護課、総務課】

【歳入】15款 国庫支出金

◆ 住民税非課税世帯等臨時特別給付事業 15億358万3千円

【福祉保護課】

【繰越明許費】

給付期間が令和4年度まで及ぶため、歳出のうち14億9,083万2千円について繰越明許費を設定(内訳)

○給付金：14億7,230万円

○電算システム開発等委託：399万1千円 ○一般事務委託：1,454万1千円

※専決処分日；令和4年1月19日